平成２８年（フ）第２１８号
奈良市南京終町７丁目541番地の３
債務者　東　日出一
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３５６号
広島県安芸郡府中町鹿籠１丁目７番23―104号
債務者　坂本　秀孝
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４４０号
広島市中区住吉町12番６―302号
債務者　岩原　秀雄
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１１号
大分市寺崎町１丁目９番６号（セゾン・セイ305）
債務者　大津　基博
1　決定年月日時　平成28年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２６６３号
大阪市西淀川区姫島６丁目７番13号　豊荘102号室、前住所大阪市西淀川区佃１丁目14番４号　リーフいのうえ205号室
債務者　愛甲　敏行
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９５５号
大阪市港区波除５丁目13番26号　ハウスエグレット402号
債務者　和田　進一
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２５９号
大阪市西淀川区姫里１丁目25番24号ボ・ヌール101号室
債務者　宮名利　武
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１０１号
岐阜市菅原町３丁目９番地
破産者　マツイ・プロセス株式会社
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３４４号
神戸市灘区稗原町４丁目２番12号
破産者　高辻建設株式会社
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４６号
熊本市中央区本山２丁目６番２号
破産者　株式会社ユニコーポレーション
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第８７号
沖縄県那覇市具志３丁目23番28号
破産者　株式会社エコロ
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第４３７号
東京都日野市栄町１丁目２番４号
破産者　有限会社稲生運輸
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６３６号
東京都八王子市丸山町４番地２
破産者　稲生　紀子
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６３７号
東京都八王子市丸山町４番地２
破産者　稲生　光雄
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４７２号
東京都昭島市朝日町５丁目７番15号ハラモハイツ101号
破産者　加々美将志
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５２２号
東京都府中市矢崎町４丁目12番地の14パークレジデンス202
破産者　亡岡田正義相続財産
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５９号
三重県四日市市赤堀南町３番21号　ピアース赤堀南町Ｃ102
破産者　中村　義彰
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１５１号
兵庫県西宮市越水町５番34号
破産者　有限会社甲陽クリーン
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第８８号
香川県小豆郡土庄町大部甲3128番地
破産者　株式会社ビッグフォーレスト
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係